

○デジタル庁令第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十八条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(公的給付の支給等)

第二条 法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一〇四十四の五 略」

四十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第四条の四第一項第十号及び第四条の五第一号において「番号利用法」という。)第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち番号利用法情報提供省令第二条の表の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に利用特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る公的給付の支給、加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付(地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものに限る。)

(本人確認の方法)

第四条の四 本人確認の方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

「一〇九 略」

十 預貯金者から、カード代替電磁的記録(番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。)を構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四条の十第一項において同じ。)のうち、当該預貯金者の本人特定事項及び写真の情報が記録されているもの(以下「特定電磁的記録」という。)の送信(番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。次号及び第四条の十一第一項第五号において同じ。)を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者のものであること(以下「認定」)の認定(番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。次号及び第四条の十一第一項第五号において同じ。)を行う方法

十一 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができるときに限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(金融機関に代わつて住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第四条の十一第一項第一号、第三号(括弧書きを除く。))及び第十四号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置又は金融機関に代わつて住所を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った預貯金者のものであることの確認を行い、並びに同項第一号及び第五号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置がとられているものに限る。)により、当該預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法

(公的給付の支給等)

第二条 「同上」

「一〇四十四の五 同上」

四十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第九号に規定する同法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち番号利用法情報提供省令第二条の表の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に利用特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものに係る公的給付の支給、加入者、事業主その他の国若しくは地方公共団体以外の者がその給付に要する費用及びその給付の事業に関する事務に要する費用の全部を負担することとされている年金に係る給付の支給、資金の貸付け又は地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらに加算すべき還付加算金を含む。)の還付(地方公共団体の長その他の執行機関が預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものに限る。)

(本人確認の方法)

第四条の四 「同上」

「一〇九 同上」

「新設」

十 預貯金者から、カード代替電磁的記録(番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。)を構成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四条の十第一項において同じ。)のうち、当該預貯金者の本人特定事項及び写真の情報が記録されているもの(以下「特定電磁的記録」という。)の送信(番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。次号及び第四条の十一第一項第五号において同じ。)を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者のものであること(以下「認定」)の認定(番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。次号及び第四条の十一第一項第五号において同じ。)を行う方法

十一 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができるときに限り交付する郵便又はこれに準ずるもの(金融機関に代わつて住所を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第四条の十一第一項第一号、第三号(括弧書きを除く。))及び第十三号に掲げる事項を当該金融機関に伝達する措置がとられているものに限る。)により、預貯金者に対して、申請等関係文書を送付する方法

2 金融機関は、前項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる方法（同項第三号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第八号に規定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとする。

3 「一〇五 略」

3 「略」

(本人確認書類)

第四条の五 前条第一項（第四条の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、金融機関が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号及び第三号に掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第二号及び第五号に掲げる本人確認書類にあつては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

- 一 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第五十五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（第三号において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（第三号において単に「特別永住者証明書」という。）、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書（特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者をいう。）が所持するもので、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基

2 金融機関は、前項第一号から第八号までに掲げる方法（同項第三号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された次に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては金融機関が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金融機関が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同項第四号に掲げる方法にあつては当該預貯金者の現在の住所が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該預貯金者の現在の住所の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該預貯金者の現在の住所の情報の記録がないときは、当該預貯金者又はその代理人等から、当該記載がある当該預貯金者の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該預貯金者の現在の住所を確認することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第二号又は第八号に規定する申請等関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該預貯金者の住所に宛てて送付するものとする。

3 「一〇五 同上」

3 「同上」

(本人確認書類)

第四条の五 「同上」

- 一 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第五十五条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（第三号において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（第三号において単に「特別永住者証明書」という。）、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に規定する外国人登録証明書（特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者をいう。）が所持するもので、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基

つき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第二十八条第二項各号に定める期間に限る。第三号において同じ。)、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(以下この号及び第三号において単に「個人番号カード」という。))若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(同条第三項の規定により交付されたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が番号利用法第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間に限る。)(預貯金者の写真が貼り付けられたものに限る。))若しくは旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。))若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。))又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(預貯金者の写真が貼り付けられたものに限る。))、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。))

〔二〇五 略〕

(代理人等の本人確認の方法)

第四条の七 代理人等の本人確認の方法については、第四条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕
第四条の四第一項第十号から第十四号まで	預貯金者
〔略〕	代理人等

〔二・三 略〕

(確認記録の作成方法)

第四条の十 確認記録の作成方法は、次に掲げる方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからリまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからリまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(チ)に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法

〔イ〜ヘ 略〕

つき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第二十八条第二項各号に定める期間に限る。第三号において同じ。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード(以下この号及び第三号において単に「個人番号カード」という。))若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(同条第三項の規定により交付されたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間に限る。)(預貯金者の写真が貼り付けられたものに限る。))若しくは旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいう。))若しくは同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。))又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(預貯金者の写真が貼り付けられたものに限る。))、療育手帳若しくは戦傷病者手帳(預貯金者の本人特定事項の記載があるものに限る。))

〔二〇五 同上〕

(代理人等の本人確認の方法)

第四条の七 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕
第四条の四第一項第十号から第十三号まで	預貯金者
〔同上〕	代理人等

〔二・三 同上〕

(確認記録の作成方法)

第四条の十 〔同上〕

一 確認記録を文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからリまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからリまでに定めるもの(以下「添付資料」という。)を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム(ト)に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。)を用いて確認記録に添付する方法

〔イ〜ヘ 同上〕

<p>ト 第四条の四第一項第十号(第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し</p> <p>卍 第四条の四第一項第十二号から第十四号まで(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録</p> <p>リ 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(確認記録の記録事項)</p> <p>第四条の十一 確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 預貯金者又は代理人等の本人確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該預貯金者又は当該代理人等のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付</p> <p>六 第四条の四第一項第二号、第八号、第九号又は第十一号(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付</p> <p>七〇十九 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 金融機関は、第一項第十六号から第十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。</p>	<p>「新設」</p> <p>ト 第四条の四第一項第十一号から第十三号まで(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)に掲げる方法により本人確認を行ったとき 当該方法により本人確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録</p> <p>卍 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(確認記録の記録事項)</p> <p>第四条の十一 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>五 第四条の四第一項第二号若しくは第八号から第十号まで(これらの規定を第四条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定により預貯金者又は代理人等の本人確認を行ったときは、金融機関が申請等関係文書を送付した日付</p> <p>六〇十八 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 金融機関は、第一項第十五号から第十八号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容(過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。)を消去してはならない。この場合において、金融機関は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。